

# SMC金融・経済マーケットレポート

Reporter Your Financial Brain SMC 豊島 健治

## 純資産をマイナスするもの (身近となった金庫株)

一寸垣間見たその会社(以下、A社)のバランスシート(B/S)の資本の部(純資産の部)は下記のようになっていた(正確ではない)。

資本金	24,000
利益準備金	6,000
別途積立金	640,000
当期末未処分利益	45,000
自己株式	198,000

(単位:千円)

資本金の2.5倍になんなんとする内部留保を蓄えた優良企業であるが、自己株式として資本金をはるかに上回る2億円弱の資金を吐き出しているのが気になった。

「これは所謂金庫株ですね、相続でもあって買収したのですか？」私の不躰な質問に、「いや、っ、だったらいいのだが、……」A社社長は言い淀んで苦笑した。

その後聞いた自己株式取得の顛末に「そんなこともあるんだ」と私は妙に高ぶった。以下、若干脚色しているが、「自己株式 198百万円」に至る概要である。

A社社長は2代目である。先代は大分前に亡くなり、ここまで優良企業に育て上げたのは事実上現在の社長である。その社長にはA社経営に関わっていない姉弟がいる。その姉弟は先代から譲り受けたA社株式を25%持っている。ここからが問題となるのだが、その25%の株式を買収してくれという要求が出てきたのだ。

最初は軽く考え、当初の発行価額に若干色を付けた価格で自分が引き取るべく話をした。しかし、会社の内容を知っている者にそれは通らない話だった。姉弟の要求は、同族同士の株式売買の際使われる評価方法で評価した価額で買収することだった。そこで顧問の税理士さんに評価をお願いしてみた所、何とその評価額は2億円を超えていた。

社長は頭を抱えた。個人ではそんな大金を用意できないし、そもそも「こんなことになる」のが納得できなかった。そして色々調べてみた。しかし、調べた結果は容赦ないものだった。

A社の株式は、普通の中小企業と同様、譲渡制限のある株式である。見知らぬ誰かに株が渡らな

いように、譲渡には取締役会の承認が必要となっている。ところが、譲渡制限会社に於いては、株主から譲渡承認請求が出てきた場合、取締役会がそれを承認しない場合、会社がその株式を買収する、会社が株式買収人を指定する、のいずれかを選択しなければならない。しかも、B/S上の純資産を発行済株式数で割って算出した1株当たりの価額の請求者保有分を裁判所に供託する義務もあるのだ。もしそれが不可能ならば、譲渡を認めるしかない。

本事例に引き直して云えば、姉弟が不分明な誰かに持ち株を譲渡するので承認して欲しいという請求が出てきてそれを拒否する場合、25%の株式を会社自体が買収するか、あるいは会社が指定する誰かが買収する他方法がなくなる。しかも、25%分の純資産 $\{(24+6+640+45) \times 0.25=178\}$ を現金、あるいは現金同等物で供託しなければならない。望ましい誰かを指定して買収して貰えばいいが、株価が高くなっていることもあり、結局は会社で資金を用意し自己株式(=金庫株)として買収することになる、ということだ。

A社の場合、姉弟保有の株式を誰か第三者に譲渡するという請求があった訳ではない。社長に買収して欲しいという要請があったに過ぎない。しかし、「会社が買収する」という点で結果は同じとなった。

A社は、姉弟2名に自己株式買収代金として198百万円を支払った。そして冒頭のB/Sのように、「自己株式 198百万円」という表示となったのである。

人は誰でも家族を持ち、子供が成長すると共に他人には伺い知れない様々な事情が発生する。たとえ姉弟といえども譲れないことも起きてくる。それを非難しても仕方ない。そうした現実も起こり得ることを想定し準備していくしかない。

参考までに、姉弟に発生した所得は株式譲渡所得ではなく配当所得となる。最高税率50%というきつい税率となるが、特例として、相続人が相続税の申告期限後3年以内に相続株式を金庫株として売却した場合は、税率20%の株式譲渡所得となる。金庫株という名の自己株式が現れて数年、中小企業にとっても身近なものとなってきた。

( レポート、来週は休ませていただきます )